

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社小又建設  
青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59-4

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年9月19日～令和7年10月18日（1ヵ月）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

### 3 指名停止理由

株式会社小又建設の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、福島県猪苗代警察署に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の疑いで逮捕され、同年7月23日に福島地方検察庁会津若松支部に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内